

近年、アルバイト感覚で盗撮を行う児童生徒が増加し、同級生らが被害に遭うケースが目立っています。盗撮の画像はインターネットで売買され、報酬が電子マネーで簡単に支払われる仕組みとなっています。

盗撮の実態



実際にある学校の授業中の動画がSNS上でリアルタイムで中継されていました。盗撮されていたと見られる同級生の姿に視聴者から「違う角度で撮影しないとよく見えないよ」や「もっと近づけて」などと"指示"や"コメント"が相次ぎました。

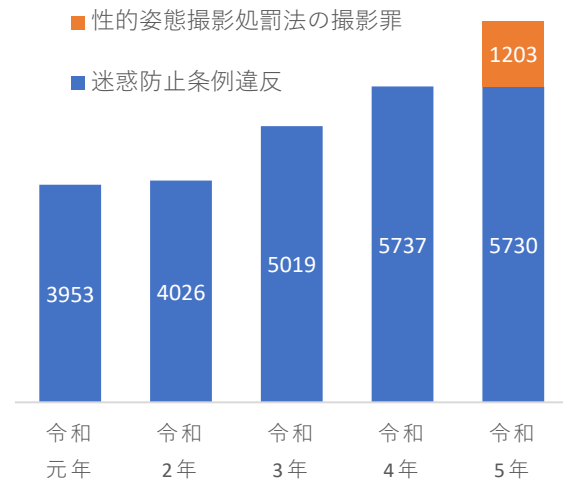
手口としては、教室のロッカーにスマホを隠し、着替えている姿を撮影したり、トイレに小型カメラを設置したりして犯行に及ぶといえます。さらに悪質なものになると、被害者本人と思われる卒業アルバムの顔写真や証明写真を盗撮画像と合わせてネットに投稿するという例もあります。

盗撮の特徴と件数推移

令和5年7月に「性的姿態撮影等処罰法（以下、処罰法）」が施行されました。性的部位や下着の盗撮のほか、画像や動画の提供やSNSでの拡散も処罰対象になります。これまでは都道府県の迷惑行為防止条例で規制されていましたが、処罰法で全国一律になりました。盗撮画像や動画は1つあたり数十円～数千円で取引されています。また、一度ネットにアップロードされた画像はコピーされ、加速度的に拡散されてしまいます。盗撮は「非接触型犯罪」と呼ばれ、相手が気づかなければ被害を与えていないという感覚に陥りやすい特徴があり、罪の意識が感じづらい側面を持ちます。

警察庁によると、令和5年の盗撮に関する摘発は処罰法の撮影罪が1203件、迷惑行為防止条例違反が5730件、合計6933件と年々増加傾向にあります。

盗撮に関する摘発件数 ※1



罰則

撮影罪が新設されたことにより、今後は撮影罪での検挙事例が増加していくと考えられています。

性的姿態撮影等処罰法

3年以下の拘禁刑（令和7年までは懲役刑）又は300万円以下の罰金

迷惑行為防止条例違反

（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

盗撮行為は罪の意識が低くなりがちですが、被害者に対し大きな恐怖や不快感を与える**重大な犯罪**です。また拡散したり売買したりすることも同様の犯罪です。加害者にならないことは当然ですが、見つけた場合はすみやかに保護者や学校、警察に相談しましょう。

※1 出典：警察庁統計 迷惑防止条例等違反（痴漢・盗撮）に係る検挙状況の調査結果